

問 12 共同出願の在外者の特許管理人（四法共通）

- (1) 国内居住者と在外者の共同の特許出願の場合、特許管理人が必要ですか。また、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願についてはどうですか。
- (2) 特許管理人を選任せずに出願と同時に代表者を選定し、国内居住の代表出願人による特許出願はできますか。また、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願についてはどうですか。

答：

- (1) 特許出願（ただし、分割・変更に係る特許出願、実用新案登録に基づく特許出願は除きます。）については、平成 27 年改正法により、在外者は特許管理人（日本国内に住所又は居所を有する代理人）によらず直接出願をすることができるようになりました（特許法第 8 条 1 項、特許法施行令第 1 条 2 号）。在外者と国内居住者との共同出願の場合も同様です。
- しかし、在外者は、特許法施行規則第 4 条の 4 に規定する場合を除き、特許管理人によらなければ出願後の手続をすることはできません（在外者に係る代理人受任届を代理権を証明する書面を添付して提出しなければなりません。）。
- 一方、分割・変更に係る特許出願及び実用新案登録に基づく特許出願、並びに実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願については、在外者は、特許管理人によらなければ出願をすることができません（特許法第 8 条 1 項、特許法施行令第 1 条 2 号、実用新案法施行令第 3 条 1 項、意匠法施行令第 2 条第 1 項、商標法施行令第 7 条 1 項）。在外者と国内居住者との共同出願の場合も同様です。
- (2) 特許を受ける権利が共有に係るときは、共同で特許出願をしなければなりませんので、代表者を選定したとしても代表者のみで出願をすることはできません。実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願についても同様です。